別冊資料

第6次福島町総合計画

(序論~基本構想まで)

(案)

令和5年5月時点

福島町

町長あいさつを掲載

目次

序	論	ì	1
1	١.	計画策定の背景と目的	3
2	2.	計画の位置付け	4
		計画の構成と期間	
2	1.	時代の潮流と国の動向	6
		本町の現状	
6	ó.	町の特色	. 19
7	7.	まちづくりに向けた住民意識	. 22
8	3.	今後のまちづくりに向けた課題	. 26
基本	卜 楫	想	. 28
		町の将来展望	
2	2.	施策の基本方針	. 32
		計画の施策体系	
2	1.	SDGsについて	. 35
Ę	5.	計画の推進に向けて	. 38

※基本計画及び資料編を追加予定。

※資料編に用語解説を追加予定。

序論

1. 計画策定の背景と目的

本町では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定し、国や道の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

平成 28 (2016) 年3月には「第5次福島町総合計画」(以下「前計画」という。)を策定し、変化の激しい時代の荒波を乗り切る様々な施策・事業に取り組んできました。前計画策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンや AI の普及等、さらなる高度化・デジタル化が進みました。その一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は令和2 (2020) 年から令和5年初頭にかけて医療や経済に深刻な打撃を与え、令和4 (2022) 年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、エネルギー・食料等において世界的なサプライチェーンに大きな分断を生んでいます。

このような時代の潮流や世界的な動向に目を向けつつ、日本全体において、旅行・観光・ 宿泊業等では国内旅行やインバウンドの需要喚起、飲食業ではコロナにより落ち込んだ集客 の強化と従業員の確保、製造業では国内生産への回帰、テレワークによる多様な勤務形態等、 アフターコロナや世界の不安な情勢を踏まえつつ経済活動を持続できるよう様々な取組が進 められています。

本町においても、これまで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の大きな潮流に沿った形でブラッシュアップを行い、行政と住民とが手を携えて、まちの明るい未来を共に築くことが出来るよう、このたび「第6次福島町総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本町の産業、観光、医療・福祉等が潤うことで、希望をもって豊かに住み続けられる地域 社会が実現できるよう、本計画の施策・事業を力強く推進していくこととします。

◆本町のこれま	での総合計画◆

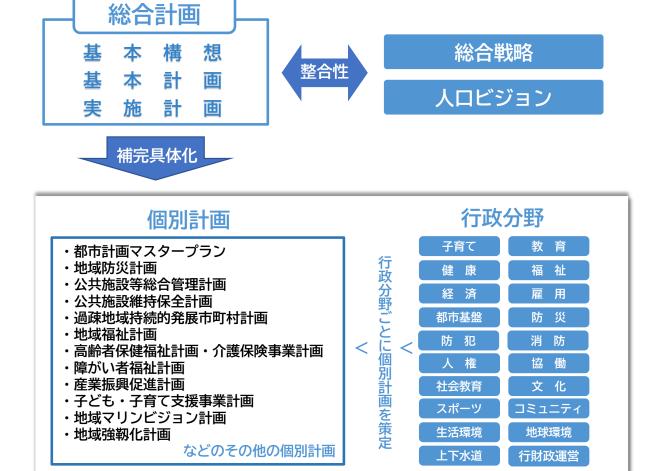
計 画 名	計画期間	(年度)
福島町総合開発計画	昭和 51 年~昭和 60 年	(1976年~1985年)
新しい福島町総合開発計画	昭和 61 年~平成7年	(1986年~1995年)
第3次福島町総合開発計画	平成7年~平成16年	(1995年~2004年)
第4次福島町総合計画	平成 18 年~平成 27 年	(2006年~2015年)
第5次福島町総合計画	平成 28 年~令和5年	(2016年~2023年)

2. 計画の位置付け

本町では、地方版総合戦略・人口ビジョンとの整合を図りつつ、本計画を最上位計画と位置付けています。そのうえで、総合計画の基本構想を具体化するものとして、都市計画マスタープラン、地域防災計画、公共施設等総合管理計画等、行政分野ごとに個別計画を策定しています。

策定背景や関係法令との関連、計画期間、対象等は様々ですが、各個別計画は、本計画を補完具体化するものであり、相互に緊密な連携を図るものとします。

◆個別計画との関係性◆



3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の三層構造で構成します。

- ○「基本構想」と「基本計画」は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間を計画期間とします。なお、「基本計画」については、必要に応じて中間年で見直しを行うこととします。
- ○「実施計画」は、令和6年度から令和9年度までの4年間を前期計画、令和10年度から令和13年度までの4年間を前期計画とし、毎年度ローリング方式により見直しを行うことで計画の実効性を高めます。

◆計画の構成と期間◆



令和6(2024)年度>>>>令和13(2031)年度

8年間

町の将来展望・まちづくりの目標・施策の基本方針・施策体系等、 本町が目指すまちづくりの基本的な方向を示します。



令和6(2024)年度>>>>令和13(2031)年度

8年間 ※中間年で見直し

基本構想を実現する基本的な施策の内容を示します。

実施計画

前期4年間

後期4年間

毎年度ローリング方式により見直し

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示します。

4. 時代の潮流と国の動向

(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成 20 (2008) 年の約 1 億 2,808 万人をピークに人口減少社会に入っており、令和4 (2022) 年 3 月 1 日時点で約 1 億 2,510 万人となっています。また、高齢者人口(65歳以上)は、令和4 (2022) 年 3 月 1 日時点で約 3,623 万人、総人口に占める割合(高齢化率)は 29.0%となっており、今後も高齢者人口は増え続ける見込みです。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者(75歳以上)の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等社会の様々な面での影響が懸念されます。さらに、令和7(2025)年には国民の5人に1人が後期高齢者になると予測されており、医療・介護・福祉サービス需要の急激な増加が見込まれています。

一方、合計特殊出生率は下げ止まったものの出生数の減少から少子化は進行しており、 こうした人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに内需を縮小させ るため、経済の低迷・空洞化につながることが懸念されます。

(2)産業構造の変化

農林水産業においては、全国的に生産者等の高齢化や後継者不足等が続いています。このような中、平成27(2015)年10月には環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が大筋合意され、自由貿易の進展が期待されます。

製造業においては、経済のグローバル化や円高等が進み、製造業の海外移転等が進みましたが、近年は、コロナ禍により工場の国内回帰等も見られ、国内生産による品質の向上と供給の安定化に努めていました。そのような中、令和4(2022)年に入りロシア・ウクライナ間での戦争による世界的なサプライチェーンの寸断や原材料費の高騰等により、製造業を取り巻く厳しい状況は続いています。

観光業においては、訪日観光客が令和元(2019)年に約3,188万に達しましたが、コロナ禍により訪日観光客は急減し、観光関連の産業は大打撃を受けました。しかし、ワクチンの普及や医薬品の開発等により、ウィズコロナからアフターコロナに向けた観光需要の回復が見られるようになり、外国人旅行者の受け入れを含めた観光振興対策が国内全体で積極的に行われています。

(3) 国を挙げた地方創生の取組

国及び地方の財政が厳しさを増す中、国においては平成26(2014)年9月にまち・ひと・ しごと創生本部を設置し、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策 定し、地方創生に資する取組を進めてきました。

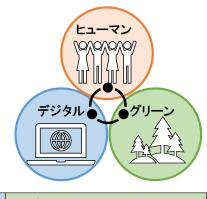
また、地方自治体においては、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して 住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわた り活力ある地域社会を維持する地方創生に資する施策を展開しています。若い世代が地方 に移住して就業・起業をすることで人生の新たな可能性を探る動きが芽生えたり、副業・ 兼業やサテライトオフィス等の多様な働き方、ブランド化による農林水産業の振興等を通 じて、継続して地域との関わりを持つ動きも全国の至るところで見られるようになってき ました。

今後は、全国的なデジタル化の推進により、ICT(情報通信技術)を利活用した情報発信 や経済活動、テレワークの普及、業務効率化等が図られ、IoT(アイオーティー:Internet of Things) で人とモノがつながることで様々な知識や情報が共有され、新たな価値が生み 出される「Society 5.0 (ソサイエティ 5.0)」の社会の実現に向けた動きが進められます。

◆国の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」◆

地方創生のプラス3つの視点

- 1. ヒューマン (地方へのひとの流れの創出、人材支援)
- デジタル (地方創生に資する DX の推進)
- 3. グリーン (地方が牽引する脱炭素社会の実現)



Oヒューマン

(地方へのひとの流れの創出、人材支援)

①地方創生テレワークの推進

- サテライトオフィスの整備・利用促進 等

②企業の地方移転等の促進

- 企業の地方移転、政府機関移転の推進 等

③地域への人材支援の充実

- -地方創生人材支援制度、
- -企業版ふるさと納税(人材派遣型) -プロフェッショナル人材事業 等

④子育て世帯の移住等の更なる 推進

- 子育て世代の移住促進
- 地方公共団体の移住支援体制の強化
- -結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

⑤関係人口の更なる創出・拡大

- 仲介する民間団体をモデル事業として支援

⑥魅力ある地方大学の創出

- 「キラリと光る地方大学づくり」

〇デジタル

(地方創生に資するDXの推進)

①5Gなどの情報通信基盤の 早期整備

- 5G基地局やこれを支える光ファイバの整備
- -ローカル5Gの普及展開の促進等

②デジタル分野の人材支援

- デジタル専門人材の地方公共団体への派遣等

③データ活用基盤の整備

- 地方公共団体によるデータ活用基盤の 整備・公開の取組の促進
- RESAS、V-RESASの活用事例の収集、横展開

④DX推進による地域課題の解決、 地域の魅力向上

- -スマート農林水産業、GIGAスクール構想、 遠隔医療、自動運転などの取組の促進
- -スーパーシティ構想の早期実現

〇グリーン

(地方が牽引する脱炭素社会の実現)

①グリーン分野の人材支援

- 再生可能エネルギーの導入、専門人材の地方 公共団体への派遣 等
- ②関連情報の共有や官民協働の 取組の推進
- 地域における脱炭素化の計画策定支援等
- 脱炭素事業と新たなビジネス創出
- 官民協働の取組の推進

③地方創生SDG s 等の推進

- 脱炭素の視点を加えたSDGs未来都市の選定等

④地域社会・経済を支える 分野における脱炭素化の 取組の推進

- 「みどりの食料システム戦略」の取組
- エリートツリー等の利用拡大
- -電気自動車等の導入、MaaSの実装等による 公共交通の利便性向上
- 非住宅・中高層建築物等における木材利用

資料:まち・ひと・しごと創生基本方針 2021 について」(令和3年6月/内閣府)

(4)災害への備えと感染症対策の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、わが国全体に 甚大な被害をもたらし、人々の意識に大きな衝撃を与えました。国においては、「南海トラフ巨大地震」や「日本海溝・千島海溝巨大地震」等について、東日本大震災の教訓を踏まえた想定と対策を関係自治体と連携しながら進めています。

また、近年の大型台風や前線による線状降水帯、積乱雲の突然の発達によるゲリラ豪雨や竜巻等は、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした天災に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとするあらゆる感染症対策の強化と経済活動の両立に向けた様々な対策を講じる中で、基本的な感染症対策の普及啓発とアフターコロナに向けた取組が進められています。

(5)価値観やライフスタイルの多様化

近年では、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や核家族化・少子高齢化に伴う家族形態、インターネットやスマートフォン等の普及や利便性の向上による生活形態の変化等により、個人のライフスタイルは年々変容しています。その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒し、健康、余暇等、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる教育・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に一層取り 組み、個性や能力が最大限発揮されるまちづくりを推進するとともに、男女共同参画や障 がいのある人も活躍できる社会の実現や、諸外国への理解と多文化共生等、多様な価値観 や個性を尊重することにより、互いの存在を認め合い支え合える社会を構築することが求 められています。

(6) 環境問題に関する意識

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地で見られ、被害も至るところで発生するようになっています。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」については、我が国において太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとされており、地方公共団体は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」のため脱炭素社会に向け

た取組を進めることが求められます。

個人レベルにおいても、蓄電池の高性能化による電気自動車やハイブリッド車の普及、ゴミ削減やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えてきています。

(7) 地方自治に関する取組

地方分権改革は、平成5 (1993) 年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」に始まり、個性を生かして自立した地方をつくるため、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和等が行われました。地方分権が進む中、自治体の裁量が拡大され、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政運営が求められています。

自治体が自己決定と自己責任による行政を進めるためには、住民参画と協働によるまちづくりの視点は不可欠であるため、「自助・共助・公助」の概念が再認識されています。また、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が見られることから、助け合い・支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まっており、家族や地域の絆を再生・活性化する取組も盛んになってきています。

(8) 公共施設等の維持管理

自治体の財政事情が厳しさを増す中、道路・橋梁・水道や公共施設等の老朽化とその更 新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、人口減少等により公共施設等の需 要が減少していくことも予想されています。

これらを踏まえ、国では「インフラ長寿命化基本計画」を平成25(2013)年11月に策定するとともに、地方においても各自治体で「公共施設等総合管理計画」を策定し、国と自治体が一丸となってインフラの維持管理を推進しています。

5. 本町の現状

(1) 町の概況

■立地、自然

福島町は、渡島半島の南端にあり、面積は 187.25km²で、東は知内町、西は松前町、北は 大千軒岳(1,072m)を挟んで上ノ国町と接して います。

津軽海峡に面した海岸は、東の矢越岬から 西の白神岬まで、変化に富んだ美しい景観に 恵まれ、北海道最南端の道立自然公園に指定 されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて、道内では 比較的温暖な気候に恵まれています。

交通網としては、町内に函館市を起点とし た国道 228 号が幹線道路となっています。

公共交通機関として鉄道はなく、函館・木古内・松前間で路線バスが運行されています。



■沿革

町内各地から縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献では1189年(文治5年)に奥州 藤原氏の一族が海を越え、定住したことに始まるとされています。

漁業を中心に、5つの村(福島村、白符村、宮歌村、吉岡村、礼髭村)が形成されていましたが、明治維新後、町村制の施行によって福島町と吉岡村になりました。その後、1955年(昭和30年)に福島町と吉岡村が合併し、現在の福島町が誕生しました。

1963 年(昭和 38 年)には、北海道と青森を結ぶ青函トンネル工事が始まり、北海道側の工事基地となった本町は「トンネルの町」として工事とともに歩んできました。

1985年(昭和60年)の工事完了後は、イカやマグロをはじめとする沿岸漁業や、コンブやウニを中心とした栽培漁業、スルメ等の水産加工業を基幹産業としており、近年は陸上養殖アワビにも取り組んでいます。

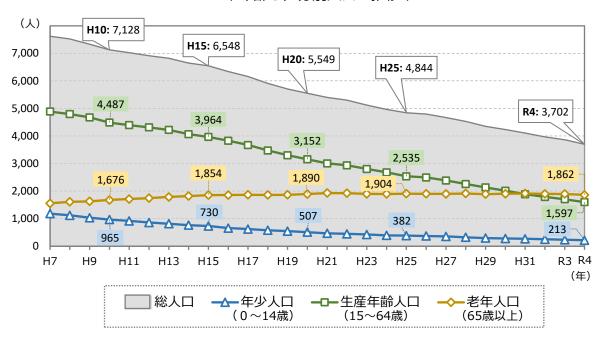
また、本町は「第 41 代横綱千代の山」「第 58 代横綱千代の富士」の二人の横綱の出身地であり、「北海道女だけの相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」等の行事が行われ、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

町内に「青函トンネル記念館」と「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、「道の駅 横綱の里・ふくしま」や「海峡横綱ビーチ」とともに、「トンネルの町」と「横綱の里」をシンボルとした観光・交流のまちづくりを進めています。

(2)人口の推移

近年は、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上~65歳未満)は減少、老年人口(65歳以上)は増加で推移しています。少子高齢化が顕著となってきており、高齢化率は令和4年1月1日時点で50%を超えています。

◆年齢3区分別人口の推移◆



◆年齢3区分別の人口割合の推移◆ (%) 100 90 23.5 28.3 34.1 80 39.5 50.7 70 60 50 62.9 60.5 40 56.8 52.6 30 43.5 20 10 13.5 11.1 9.1 7.9 5.8 0 H7 Н9 H13 H15 H17 H19 H21 H27 H29 H31 R3 R4 H11 H23 H25 (年) 📕 年少人口 Ⅲ 生産年齢人口 💯 老年人口 (0~14歳) (65歳以上) (15~64歳)

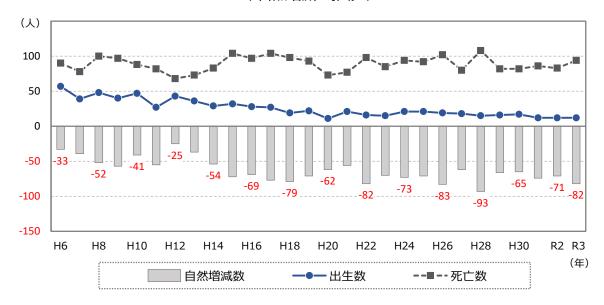
資料:総務省「住民基本台帳」 ※H7~H25 は各年3月31日時点、H26~は各年1月1日時点 ※上図の総人口は年齢不詳者を含み、下図の人口割合は年齢不詳者を除外して計算しています。

(3) 自然増減、社会増減の推移

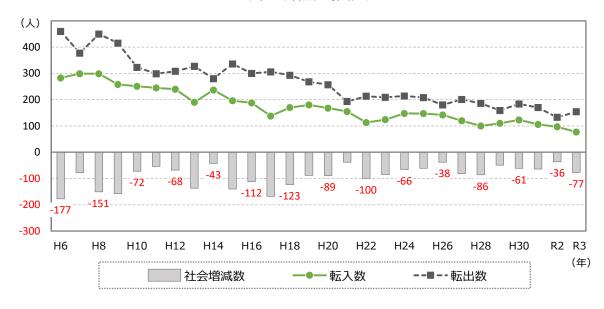
自然増減(出生数と死亡数の差)は、自然減で推移しています。また、出生数は減少傾向で死亡数はほぼ横ばいで推移していることから、自然減はいわゆる「ワニのロ(出生数と死亡数の差が拡大)」の状況となっています。

社会増減(転入数と転出数の差)は、社会減で推移しています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



資料:総務省「住民基本台帳」

※H6~H24 は各年 4 月 1 日~翌年 3 月 31 日、H25~は各年 1 月 1 日~12 月 31 日

(4) 転入・転出の状況

-10

男女別・5歳階級別の転入・転出の状況を見ると、男女ともに、近年は進学・就職等による 15~29 歳の転出が顕著です。



0~ 5~ 10~ 15~ 20~ 25~ 30~ 35~ 40~ 45~ 50~ 55~ 60~ 65~ 70~ 75~ 80~ 85歳 4歳 9歳 14歳 19歳 24歳 29歳 34歳 39歳 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳 69歳 74歳 79歳 84歳 以上

◆転入・転出超過数(男女別・5歳階級別)◆

(単位:人)

								(.	単位:人)
年齢		転入			転出		転之	入転出超過	数
十一困卫	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0~4 歳	1	1	2	0	2	2	1	-1	0
5~9 歳	1	1	2	2	1	3	-1	0	-1
10~14 歳	1	0	1	0	1	1	1	-1	0
15~19 歳	0	1	1	4	6	10	-4	-5	-9
20~24 歳	12	6	18	10	12	22	2	-6	-4
25~29 歳	1	4	5	6	12	18	-5	-8	-13
30~34 歳	6	6	12	4	7	11	2	-1	1
35~39 歳	4	3	7	5	5	10	-1	-2	-3
40~44 歳	4	0	4	5	3	8	-1	-3	-4
45~49 歳	3	5	8	4	5	9	-1	0	-1
50~54 歳	3	1	4	4	2	6	-1	-1	-2
55~59 歳	3	1	4	1	3	4	2	-2	0
60~64 歳	1	3	4	2	3	5	-1	0	-1
65~69 歳	0	0	0	1	2	3	-1	-2	-3
70~74 歳	0	0	0	1	2	3	-1	-2	-3
75~79 歳	0	3	3	3	0	3	-3	3	0
80~84 歳	1	0	1	0	5	5	1	-5	-4
85 歳以上	2	7	9	4	5	9	-2	2	0
計	43	42	85	56	76	132	-13	-34	-47

資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」令和4(2022)年

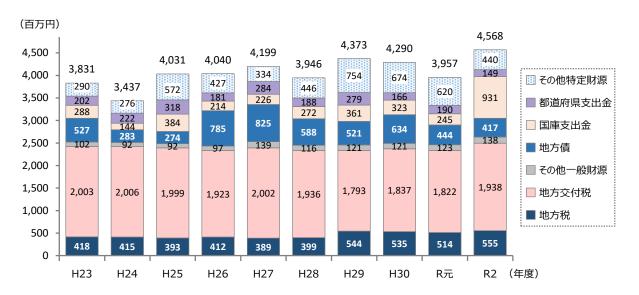
(5) 財政

令和2(2020)年度の普通会計における歳入総額は4,568百万円、歳出総額は4,461百万円となり、実質収支は107百万円の黒字となっています。

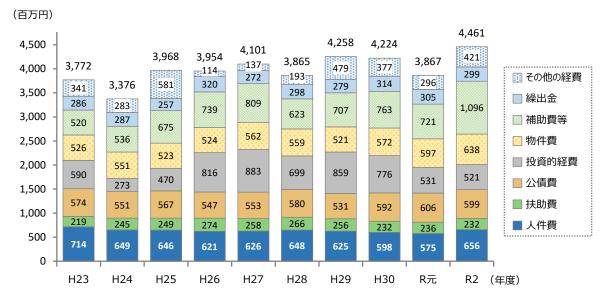
令和2年(2020)年度の歳入総額は、対前年度比 15.4%増となっていますが、地方交付税や国庫支出金といった依存財源比率の高い財政運営となっています。

令和2年(2020)年度の歳出は、補助費については、新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金事業や中小企業等緊急支援事業を実施したため増加しています。

◆歳入決算額の推移◆



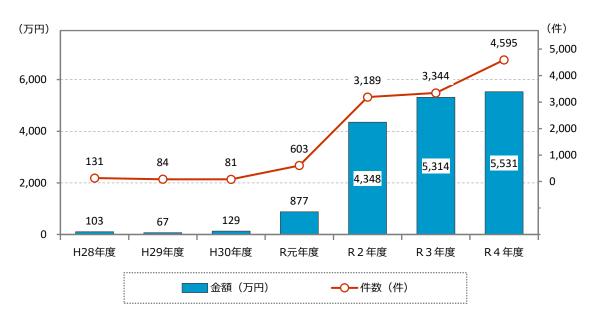
◆歳出決算額の推移◆



資料:総務省「地方財政状況調査」

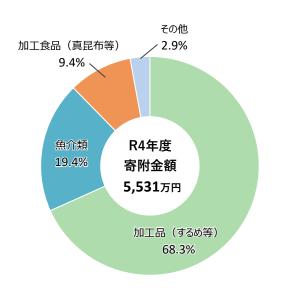
町の新たな財源として期待されるふるさと納税額は堅調に増加しており、令和3(2021) 年は3,344件(5,314万円)となっています。

◆ふるさと納税 受入額・受入件数の推移◆



資料:総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

◆ふるさと納税 返礼品の割合(令和4年度)◆



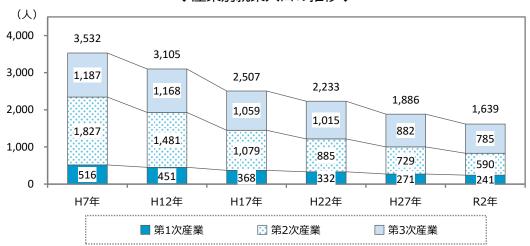
	返礼品
	大羽するめ、横綱するめ、するめ塩辛、
加工品	犬のおやつ カムカムシカジカ、アワビ
	カレー、粉末だし昆布等
魚介類	キタムラサキウニ、本マグロ、養殖蝦夷
(A)	アワビ 等
	真昆布、犬のおやつ カムカムシカジカ
加工食品	シカ肉の誘惑(鹿肉ジャーキー)、黒米
	いかめし等
	青の洞窟サイダー、米類(北海道福島
その他	町産ふっくりんこ・きたのむらさき(黒
	米))等

(6) 産業

産業別就業人口を見ると、過去は第2次産業が最も多くなっていましたが、令和2 (2020) 年では第3次産業が最も多くなっています。

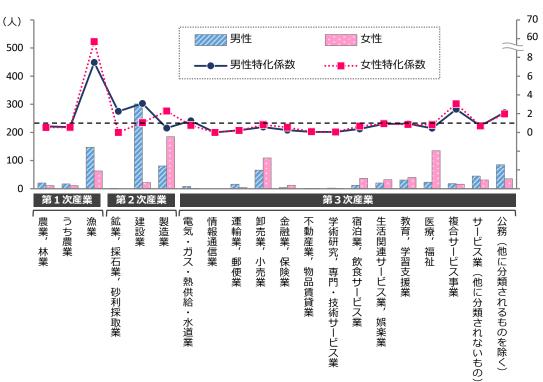
男女別産業別就業人口を見ると、男性では「建設業」が最も多く、次いで「漁業」、「公務」、「製造業」の順となっており、女性では「製造業」が最も多く、次いで「医療・福祉」、「卸売業・小売業」の順となっています。

◆産業別就業人口の推移◆



資料:総務省「国勢調査」

◆男女別産業別就業人口◆

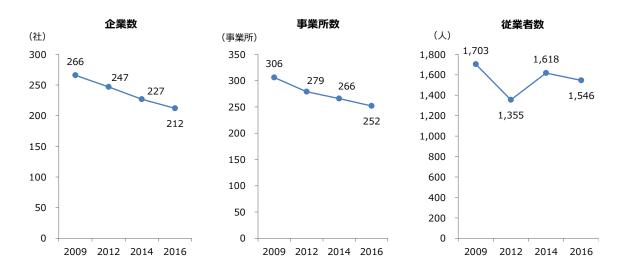


資料:国勢調査(総務省)令和2年

企業数・事業所数・従業者数を見ると、概ね減少傾向で推移しています。

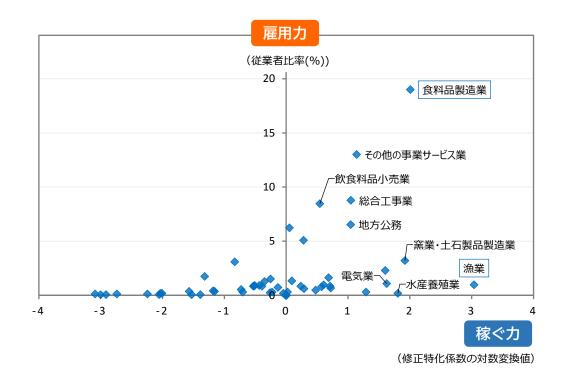
雇用力と稼ぐ力を見ると、雇用力の強い業態は「食料品製造業」であり、稼ぐ力が強いのは「漁業」となっています。

◆企業数・事業所数・従業者数の推移◆



資料:地域経済分析システム (RESAS)

◆雇用力と稼ぐ力◆

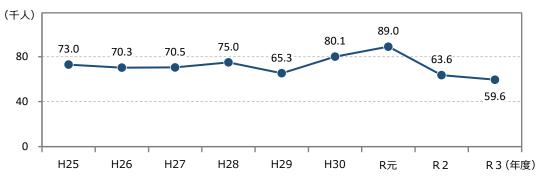


資料: 平成 28 年経済センサス - 活動調査

(7) 観光

福島町の観光入込客数について、令和元(2019)年度は89,000人でしたが、コロナ禍の影響により令和3(2021)年度は59,600人とコロナ前の令和元(2019)年度と比較して3割ほど減少しました。

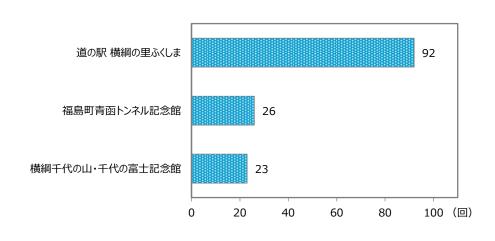
◆観光入込客数の推移◆



資料:北海道観光入込客数調査報告書

【参考】観光施設等を目的地とした検索回数ランキング

2020年(休日) 交通手段:自動車



資料:地域経済分析システム (RESAS)

【出典】株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」

【注記】検索回数は、同一ユーザの重複を除いた月間のユニークユーザ数。下記条件に全て該当した場合にのみ表示。

- ・施設分類が、観光資源、宿泊施設や温泉、広域からの集客が見込まれるレジャー施設や商業施設に該当
- ・年間検索回数が自動車は50回、公共交通は30回以上
- ・年間検索回数が全国 1000 位以内または都道府県別 50 位以内または市区町村別 10 位以内

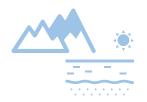
6. 町の特色

本町には、他の市町村にない道南としての美しく豊かな自然や人の良さのほかに、様々な 特色があります。

■本町が誇る「地域資源」



- 1 青函トンネル記念館
- ② 道の駅 横綱の里ふくしま
- 3 横綱千代の山・千代の富士記念館
- 4 海峡横綱ビーチ
- 5 岩部クルーズ
- 6 青の洞窟
- 7 吉岡温泉
- 8 伊能忠敬北海道測量開始記念公園
- 9 大千軒岳
- ⑩ 殿様街道





● 青函トンネル記念館



2 道の駅 横綱の里ふくしま



3 横綱千代の山・千代の富士記念館



4 海峡横綱ビーチ



5 岩部クルーズ



6 青の洞窟



7 吉岡温泉



8 伊能忠敬北海道測量開始記念公園



9 大千軒岳



● 殿様街道

■本町が誇る「特産品」



● スルメ



● 養殖アワビ



● キタムラサキウニ



● 養殖昆布

■本町が誇る「関係人口拡大の取組」



● 北海道女だけの相撲大会



• FOOD TOURISM PROJECT

7. まちづくりに向けた住民意識

計画策定にあたっての基礎資料とするため、次のとおり各種調査を実施しました。

(1) 住民意識調査の結果概要

◆調査時期:令和4年9月

◆対 象:町内在住の18歳以上の方

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	1,000票	377 票	37.7%

1 町民生活を守る生活環境の維持

●「町で暮らし続けたいと思わない理由」を見ると「買い物や通院が不便」、「交通の便が良くない」、「結婚や仕事、家族の都合」が挙げられている。町民には、買い物、通院、交通の便に不足を感じている方が多く、町と民間事業者が協同して住民満足度の向上を図る必要がある。

2 地域特性を活かした移住・定住の促進

●「町で暮らし続けたい理由」では、「住み慣れていて愛着がある」の次に、「結婚や仕事、 家族の都合」、「自然環境が良い」が上位となっている。このことから、自然環境や住環 境の良さ等、"福島町らしさ"を起点として、本町の地域特性を生かしたPRによる移住・ 定住の促進を図る必要がある。

3 町の取組への「満足度」と「重要度」

- ●社会基盤:「道路や施設等のバリアフリー化」・「公共交通の整備」が、満足度が低く重要度が高い。新規整備・改修時の公共施設等のバリアフリー化や公共交通の維持等が求められる。
- ●生活環境:「津波・地震対策」が、満足度が低く重要度が高い。公共施設等の耐震化や適切な維持管理、沿岸・漁港等の津波対策の充実等が求められる。
- ●農林水産業・観光商工業の振興:「雇用機会(企業誘致、就労先の確保)」・「商業の振興」・「農林水産業の後継者育成」・「農林水産物の特産品の振興」・「漁業の振興」・「観光の振興」が、満足度が低く重要度が高い。就労環境の整備と充実、次世代を担う人材の育成に関する施策の充実、特産品のブランドイメージの強化や新商品の開発、観光誘客につながる観光資源の整備とPR等が求められる。

●まちづくり:「周辺市町村との連携」・「移住・定住施策の推進」が、満足度が低く重要度が高い。近隣市町との広域連携によるスケールメリットを生かした取組や人口増につながる取組の充実等が求められる。

4 産業・生活面での新技術の導入

●「テレワークの経験」について、「在宅でテレワークをしたことがある」の割合が国の同様の調査と比べてかなり低くなっている。今後はアフターコロナの働き方の多様性を念頭に、町の居住施策を促進するなかで、子育て世代がテレワークを活用できる仕組みや仕掛けづくりが求められる。

5 地域活動への参画

●「地域活動への参加」について、「企画・運営には参加せず、誘われれば一般参加者として参加したい」は 47.3%と半数近い。地域活動参画の潜在ニーズは高いと言えるため、地域活動の提供者と参加者とのマッチングが求められる。

6 環境負荷軽減にむけての行動

●ゼロカーボンの周知度は「言葉を聞いたことはある」(41.1%)、「言葉も内容も知っている」(29.4%)と7割近い。取組例として多いのは「マイバッグの利用」、「家電製品や照明器具の消費電力の削減」、「冷暖房の設定温度の省エネ意識」、「ゴミの減量」となっている。ゼロカーボンを「あまり意識していない」(32.2%)「全く意識していない」(25.7%)と回答した方への意識向上を図ることが求められる。

7 若者・高齢者等が活躍できる雇用の創出

●「人口減少対策について」から、「若者、高齢者等が活躍できる雇用の創出」を望む割合が半数以上を占めている。また、「町外からも人が集まる町」をつくるためには「雇用の確保」が最も高い。このことから、町の地理的条件を勘案し、多様な働き方が可能なテレワークやサテライトオフィス等の環境を充実することも求められる。

8 町民の考える町の将来像

- ●「町の将来像」から、全体としては、「農業や水産業を振興し、特産物や地場産業が活かされるまち」を望む割合が最も高い。ただし、年齢区分別に見ると、10~30代及び40~50代では「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」の割合が最も高くなっていることから、年齢層によるニーズを見極め、1施策に偏重することなく、優先順位をつけて総合的な施策を推進していく必要がある。
- ●「町の自慢」から、住民は町の自然環境を最も誇りと感じており、次いで、住みやすいところ(災害が少ない・支援が充実等)、特産物を自慢と感じている。このような町の特性を積極的にPRし、交流人口や関係人口の拡大、移住・定住の促進、観光誘客のための取組等を一層活発にする必要がある。

(2) 中高生アンケートの結果概要

◆調査時期:令和4年9月

◆対 象:町内の中学校及び高等学校に在籍する生徒

配布方法	配布数	回収数	回収率
学校を通じて配布	65 票	65 票	100%

1 町の暮らし

- ■町のくらしについて、全体では、「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた"住みやすい"は 75.4%と高い。また、その理由としては、「自然が豊かだから」、「災害や犯罪が少ないから」、「親切な人が多いから」といった、自然環境や住環境の良さ等、本町固有の美点や強みを評価する声が多い。
- ■一方で、「町が住みにくい(居心地が良くない)と思う理由」について、「娯楽施設が充実していないから」、「買い物の便が悪いから」、「まち全体に活気がないから」となっており、過疎化が進む本町の状況に満足しない意見が見られる。

2 将来の展望

■「社会人になったら、どこに住んでいたいですか」について、全体では、「北海道内に住んでいたい」が 47.8%と最も高く、"福島町外に住んでいたい"は 58.5%となっている。また、「機会があれば将来、福島町に戻ってきて住んでみたいですか」について、全体では、「わからない」が 42.1%と最も高い。このことから、愛郷心を育むふるさと教育の充実と、町に暮らしてみたいと思える就労環境の充実や住環境の整備を進めていく必要がある。

3 中高生の考える町の将来像

- ●「町の今後」から、全体では、「若い人が働きたくなるような魅力的な職場をつくること」を求める声が最も高く、次いで、「町外への通学・通勤・買い物等の利便性を高めるため、公共交通機関を充実すること」、「まちのにぎわいや生活の楽しさをつくり出す取組を充実すること」となっている。このことから、若者が定住し続けられる施策の充実や、若者が移住できる環境整備のために、交通アクセスと職場環境の充実が求められる。
- ●「町の自慢」から、中高生は町の自然環境を最も誇りと感じており、次いで、「町民がやさしいところ」、「住みやすいところ(天災が少ない・支援が充実等)」を自慢と感じている。このような町の特性と資源を掘り起こし、交流人口や関係人口の拡大、移住・定住の促進、Uターン・Iターン加速のための取組等を一層活発にする必要がある。

(3) 関係団体調査の結果概要

◆調査時期:令和4年9月

◆対 象:産業に関連する町内の主要団体

配布方法	配布数	回収数	回収率
役場より配布	9票	9票	100%

1 町のために果たす役割について

◇それぞれの団体から、地域における雇用の創出、経営の改善、次世代につながる生産向上の取組等、町の就労環境の改善に向けた意見が多く出された。町としてそれぞれの団体活動をサポートするとともに、協働した取組を進める必要がある。

2 町が主体的に取り組むことについて

◇本町の地域資源を活かした取組を進めて産業や観光を振興するとともに、人材確保や担い手の育成のため、Uターン・Iターンを意識した定住促進が必要である。

3 町や民間事業者等が協同して取り組めることについて

◇地域資源を生かした商品・サービスの開発、物産販売等、町外への情報発信、全国的なニーズの把握等、産官連携による町の強みを PR できる体制づくりと広報戦略に関する意見が多く出された。町としてそれぞれの団体と連携を密にしながら、協働した取組を進める必要がある。

4 町の将来像について

- ◇本町は自然が豊かで災害も少なく、子育て支援も充実しているため、より一層、施策を充実して、町の魅力を町外にも発信していくことが求められる。
- ◇子育て支援や教育環境の充実に加え、産業振興、観光振興を基軸とした就労環境の充実や 関係人口・交流人口を増加させ、それにより地域が潤い、町が活性化する好循環の構築を 目指すことが必要である。
- ◇ふるさと納税制度の活用による地域産業の振興や特産品の開発等に関する意見も出されており、新たな財源としてのふるさと納税制度の更なる活用について検討を進める必要がある。

8. 今後のまちづくりに向けた課題

町の現状や調査結果等から、町の強みと弱みを整理すると次のようになります。

福島町の強み

●観光・文化:青函トンネル記念館、横綱千代の山・千代の富士記念館、海峡横綱ビーチ

岩部クルーズ、吉岡温泉 etc. ●特 産 品:スルメ、養殖アワビ、**キタムラサキウ**ニ etc.

●子育て・教育:高校生まで医療費無料・出産祝金の交付・子育て支援制度が豊富

青少年交流センター etc.

●地理的条件:津軽海峡や大千軒岳に囲まれた自然豊かな町

福島町の弱み



●人口の動向:総人口の減少、出生数の減少、高齢化の進行、

若者の転出超過

●住 環 境:買い物や通院が不便、交通の便が良くない

●就労・産業:雇用力の衰退、産業の後継者不足

上記の点を踏まえ、今後のまちづくりに向けた課題を次のとおり整理します。

(1) 町の活性化の視点から

- ○漁業や水産加工業をはじめとする町の基幹産業の持続可能性を高めるため、新規就労者 や後継者の育成、特産品のブランド化や販路拡大の取組を支援する必要があります。
- ○観光業の振興をはじめ、町の魅力の発信、拠点施設の整備、イベントの開催等により、関係人口・交流人口の創出・拡大と人口増につながる施策を展開する必要があります。
- ○少子化に歯止めをかけるため、結婚から子育てまでの切れ目ない支援の充実や若者向けの就労の充実等により、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(2)持続可能な町の視点から

○いつまでも暮らし続けられる地域のため、助け合い・支え合いの心による地域福祉活動を推進する必要があります。

- ○安全・安心の暮らしを守るため、インフラの強化や公共交通網の維持、医療・介護体制の 充実、防犯・防災体制の強化等、まちの基盤の維持・充実に努める必要があります。
- ○Uターン・I ターンの定住に向け、若者から高齢者まで世代を問わない雇用の確保とテレ ワークやサテライトオフィス等の多様な就労形態が行える環境整備が求められます。
- ○行政と関係機関、各種団体、地域住民が協働して、町の将来を考え、そのビジョンの達成 のために協働して取り組めることを積極的に行っていく必要があります。

基本構想

1. 町の将来展望

(1) 町の目標人口

目標人口

令和13(2031)年時点で 2,600人以上を維持する

「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」(令和2年3月)によると、町が目指す人口推計値として、令和12(2030)年では2,645人となっています。

全国的な人口減少の中において、地方都市である本町の人口減少も避けられるものではなく、むしろ町として適正規模を維持しながら緩やかな人口減少を受け入れることを目標値としていく必要があります。

したがって、本計画においても第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の方向性に沿った形で、目標人口の維持達成を目指します。

なお、令和2 (2020) 年において、下表の通り、推計値より実績値が上回っていることから、引き続き持続可能なまちづくりを推進できる適正な人口規模を維持していけるよう、様々な施策の展開に取り組みます。

【参考】「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」において目標とする将来人口

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
社人研推計	4,422	3,742	3,131	2,592	2,104	1,682
町が目指す推計	4,422	3,763	3,173	2,645	2,168	1,741
国勢調査実績値	4,422	3,794				

(2) まちづくりの目標と推進テーマ

本計画により福島町が目指すまちづくりは、まちづくり基本条例第3条に掲げる「5つのまちづくりの目標」によって進められており、本町が目指す普遍的な目標として定められています。

- (1)健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
- (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
- (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- (4) 知性を高め、文化を育て、学びあうまちをつくります。
- (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。

本町では人口減少、少子高齢化、基幹産業の減衰等、様々な課題が山積しています。現時 点からあらゆる点において改革と創造を積み重ねていかないと、町の持続可能性を担保で きません。上記の「5つのまちづくりの目標」を実現・維持するためにも、本計画により効 果的で機能的な施策・事業の展開が求められます。

前計画では、「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島 ~継承・変革・創造~」 をまちづくりのテーマに掲げて、その実現に向けた5つの基本方向に基づいた施策の展開 を進めてきました。

前計画の基本構想策定から8年が経過し、町を取り巻く環境や時代の潮流は大きく変化しました。そのため、住民一人ひとりの想いとライフスタイルを尊重しながら住民と行政が一体となって社会の潮流に即した町の未来を描けるよう、新たなテーマを掲げて、地域づくり・まちづくりに資する施策・事業を展開していく必要があります。

本計画を推進するテーマとして「自然と人が織りなす"幸せ実感コンパクトな町"~持続可能なまち「ふくしま」を共に創る~」を掲げ、町の強みを活かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていきます。

本計画を推進するテーマ

自然と人が織りなす "幸せ実感コンパクトな町" ~持続可能なまち「ふくしま」を共に創る~

2. 施策の基本方針

「5つのまちづくりの目標」の実現に向けた施策の基本方針を以下に掲げます。

《基本方針 I》 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり

- ◆豊かな自然の恵みを地域資源として生かす産業の活性化を推進します。
- ◆特産品・地場産品の商品力の向上や観光誘客、情報発信の強化により観光振興を図ると ともに、町の関係人口・交流人口の獲得にもつなげます。
- ◆地方創生の流れに沿って、本町における新たな起業・創業を支援するとともに、雇用の 場の創出のため企業誘致にも努めます。
- ◆産業関連団体や事業者への支援により人材育成に努めるとともに、事業の継承者の育成 にも取り組みます。

《基本方針Ⅱ》 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

- ◆次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、妊娠~出産~乳幼児期~学童期とライフス テージに応じた様々な支援を行います。
- ◆デジタル社会に対応した教育環境の整備や地域と一体になった学校教育の充実に努めます。
- ◆子どもが犯罪等に巻き込まれずに健やかに育つよう、青少年健全育成体制の充実を図ります。
- ◆あらゆる世代の住民が生涯学習や生涯スポーツ活動に取り組める環境の整備や既存施設 の効果的な活用に努めます。
- ◆地域文化の継承として、伝統文化活動や文化財の保存活動を支援します。
- ◆本町にゆかりのある人や町外の地域とのつながりにより、住民間の交流や地域の活性化 を図ります。

《基本方針Ⅲ》 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

- ◆適切な医療体制を整えつつ、各種健(検)診や健康に関する情報提供、保健指導等により 健康づくりや食生活の改善を推進します。
- ◆高齢者、障がいのある人、子ども・子育て家庭等に対して福祉施策の行き届いたまちづ くりを目指します。

- ◆自助・共助・公助の観点からの助け合い・支え合いの精神に基づく地域福祉活動の充実 を図ります。
- ◆人権教育による互いを認め合えるまちづくりを進めるとともに、男女共同参画社会の実 現に向けた取組に努めます。

《基本方針IV》 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり

- ◆道路・橋梁・水道や公共施設等の生活基盤について適切な維持管理に努めます。
- ◆災害への備えや防災体制等の充実を図ります。
- ◆公共交通網、道路網の維持保全等、生活の利便性と住環境の向上に努めます。
- ◆関係機関と連携しながら、第2青函トンネル構想の実現に向けた取組を推進します。
- ◆循環型社会の形成及び地球温暖化対策に取り組み、環境に優しいまちづくりを進めます。
- ◆日常生活を脅かす事故や犯罪等の防止に努めます。

《基本方針 V》 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

- ◆地域コミュニティの活性化と住民交流の促進に努めるとともに、情報公開や意見交換等 を積極的に進め、住民との協働によるまちづくりを進めます。
- ◆町の魅力の情報発信や移住・定住に関する様々な支援、空家の利活用等により、移住・定 住を促進します。
- ◆行財政の健全な運営ため、業務効率化や財政シミュレーションの実施、効果的な広域連携を推進することにより、持続可能な財政運営と行政サービスの充実に努めます。

3. 計画の施策体系

まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGs の視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

	基本構想	基本計画					
まちづくりの	基本方針 I産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	1-1 水産業の振興 1-2 農林業の振興 1-3 観光業の振興 1-4 商工業の振興 1-5 就労・創業支援の充実					
	基本方針II 次世代を育成し、 つながり、学び合う まちづくり	2-1 子育て支援の充実 2-2 教育環境の充実 2-3 地域文化の振興と継承 2-4 スポーツの振興 2-5 生涯学習の推進					
	基本方針Ⅲ 福祉・医療が充実し、 互いを認め合える まちづくり	3-1 高齢者福祉の充実 3-2 障がい者福祉と社会保障の充実 3-3 健康増進と保健・医療の充実 3-4 人権意識の高揚と男女共同参画の実現					
	基本方針IV 生活基盤が安定し、 安全安心に暮らせる まちづくり	4-1町の基盤整備の推進4-2防災・消防体制の充実4-3土地利用と自然環境の保全4-4環境衛生の充実4-5生活基盤の確保4-6生活安全の確保4-7地域生活を支える取組の推進					
	基本方針V 一人ひとりが協働し、 持続可能な まちづくり	5-1 協働のまちづくりの推進 5-2 地域間交流の促進 5-3 移住・定住の支援 5-4 情報発信の充実 5-5 行財政運営の推進 5-6 広域行政の推進					

4. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGs に参画できる取組を推進することとします。

SUSTAINABLE GOALS



《SDGsにおける 2030 年までの 17 のゴール》

- 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14. 持続可能な開発のために海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■SDGs と施策分野との関連性(一覧) ※施策分野ごとに該当する主な SDGs

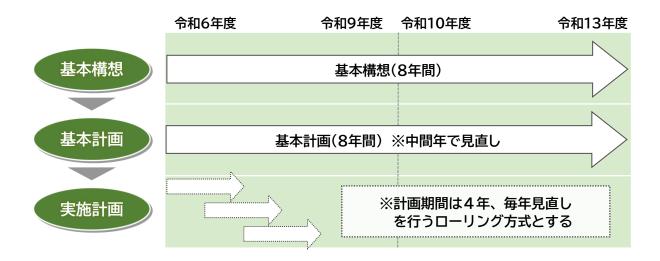
	基本目標1				基本目標2				基本目標3					
	産業を活性化し、				次世代を育成し、				福祉・医療が充実し、					
	地域資源を生かすまちづくり				つながり、学び合うまちづくり				互いを認め合える まちづくり					
	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	3–1	3-2	3–3	3-4
	水産業の振興	農林業の振興	観光業の振興	商工業の振興	就労・創業支援の充実	子育て支援の充実	教育環境の充実	地域文化の振興と継承	スポーツの振興	生涯学習の推進	高齢者福祉の充実	障がい者福祉と社会保障の充実	健康増進と保健・医療の充実	人権意識の高揚と男女共同参画の実現
★SDGs (17 のゴール)												実	K	現
1. 貧困をなくそう (************************************														
2. 飢餓をゼロに 2 !!!!														
3. すべての人に健康と福祉を 3.2000														
4. 質の高い教育をみんなに														
5. ジェンダー平等を実現しよう														
6. 安全な水とトイレを世界中に														
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに														
8. 働きがいも経済成長も														
9. 産業と技術革新の 基盤をつくろう														
10. 人や国の不平等をなくそう (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・														
11. 住み続けられる まちづくりを Allia														
12. つくる責任 (2 3 3 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2														
13. 気候変動に具体的な対策を														
14. 海の豊かさを守ろう 14 ***********************************														
15. 陸の豊かさも守ろう														
16. 平和と公正をすべての人に 16:333														
17. パートナーシップで 目標を達成しよう														

	基本目標4							基本目標5					
	生活基盤が安定し、							一人ひとりが協働し、					
	安全安心に暮らせるまちづくり							持続可能なまちづくり					
★SDGs (17 のゴール)	4-1 町の基盤整備の推進	4-2 防災・消防体制の充実	4-3 土地利用と自然環境の保全	4-4 環境衛生の充実	4-5 生活基盤の確保	4-6 生活安全の確保	4-7 地域生活を支える取組の推進	5 協働のまちづくりの推進	5-2 地域間交流の促進	5-3 移住・定住の支援	5-4 情報発信の充実	5- 行財政運営の推進	5-6 広域行政の推進
1. 貧困をなくそう ************************************													
2. 飢餓をゼロに (11)													
3. すべての人に健康と福祉を 3::::::													
4. 質の高い教育をみんなに													
5. ジェンダー平等を実現しよう													
6. 安全な水とトイレを世界中に													
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに													
8. 働きがいも経済成長も													
9. 産業と技術革新の 基盤をつくろう													
10. 人や国の不平等をなくそう (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													
11. 住み続けられる まちづくりを 11													
12. つくる責任 つかう責任 CO													
13. 気候変動に具体的な対策を													
14. 海の豊かさを守ろう 🎏													
15. 陸の豊かさも守ろう													
16. 平和と公正をすべての人に 16 ***********************************													
17. パートナーシップで 目標を達成しよう ・ ●													

5. 計画の推進に向けて

(1) 着実な計画の推進

本計画で定める「基本構想」に基づいて基本計画を策定します。また、「基本計画」に基づき「実施計画」を策定しますが、「実施計画」については毎年度の効果検証を行うとともに、必要に応じて修正することで、本計画の施策・事業の実効性を高めることとします。



(2) 全庁体制の構築と関係機関との連携等

本町の最上位計画でありまちづくりの基本指針となる本計画を推進するため、全庁を挙げて推進する体制の構築と関係機関との連携を図っていきます。また、広域的に取り組む必要のある事項については、道及び近隣市町と連携して推進してきます。

(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

まちづくりの課題は、行政だけで解決できるものばかりではありません。地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な助け合い・支え合いによる支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、地域住民をはじめ、産業関連団体、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く協力を求め、協働による施策の展開に努めます。